

## VISION JAPAN MOBILE 利用規約

### 第1条（適用の範囲等）

この「VISION JAPAN MOBILE 利用規約」（以下「本利用規約」といいます。）は、株式会社ビジョン（以下「当社」といいます。）の提供する情報通信サービス及びその関連付属品の販売サービス（以下「本サービス」といいます。）を申込者が利用する場合に適用します。本サービスに関し、当社と申込者との間で、本利用規約を内容として成立する契約を、以下「本契約」といいます。

本利用規約とは別に、本サービスに関し別途当社が定める諸規定（サービス紹介、料金表、ヘルプ、注意書きその他のウェブサイト上の記載及び当社による申込者への通知を含みます。）は、それぞれ本利用規約の一部を構成します。また、本利用規約の内容と当該諸規定の内容との間に矛盾抵触がある場合には、当該諸規定が優先して適用されます。

また申込者は、本サービスを実際に利用する者（以下「利用者」といいます。）として申込者以外の第三者を指定する場合、利用者をして本利用規約を遵守させる義務を負うものとします。

### 第2条（本規約の変更）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できます。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されません。

（1）本規約の変更が、申込者の一般の利益に適合するとき。

（2）本規約の変更が、契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性等に照らして合理的なものであるとき。

2. 当社は、本規約の変更を行う場合、変更後の本規約の効力発生時期を定め、あらかじめ変更後の内容及び効力発生時期を当社所定の方法により申込者に通知または周知します。

3. 前項の周知後に申込者が本サービスを利用した場合、または当社所定の期間内に異議を申し立てなかった場合、申込者は本規約の変更に同意したものとみなします。

### 第3条（サービス内容の変更）

当社は、申込者の承諾を得ることなく、商品の価格及びサービス内容等を変更することがあります。その場合、当社は変更後の内容を次条に定める方法で通知するものとし、変更後のサービス内容が適用されます。

### 第4条（通知の方法）

当社から購入者または申込者に対する一切の通知は、書面、電子メール、電話または当社ウェブサイトへの掲示その他当社が指定する方法により行います。

## VISION JAPAN MOBILE 利用規約

### 第5条（申込者の情報）

1. 申込者は、氏名・住所・連絡先等の情報（以下「購入者情報」といいます。）に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに当社へ通知するものとします。
2. 申込者が前項の通知を怠った場合、当社が変更前の申込者情報宛に発信した通知等は、発信した時点で申込者に到達したものとみなされます。
3. 第1項の通知懈怠または虚偽の情報の通知によって生じた損害は申込者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

### 第6条（申込手続と条件）

1. 申込者は、本規約に同意の上、当社指定の申込フォームまたはオンライン申込画面に必要な事項を正確に記入し当社に提出または送信するものとします。
2. 申込者は、以下の各号に定める条件を全て満たす必要があります。
  - (1) 本規約の内容に同意していること。
  - (2) 申込時に提供する情報が全て真実かつ正確であること。
  - (3) その他、当社が別途定める申込資格を満たしていること。
3. 当社が不相当と認めた場合、申込を承諾しないことがあります。この場合、申込者に生じた損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は何らの責任も負いません。

### 第7条（契約の成立）

申込者が、当社指定の手続きにより申込みを完了し、当社がこれを承諾した時点をもって本契約の成立とします。前項の当社による承諾とは、当社が、申込者が登録したメールアドレスに対するメールの送信、又は郵送等の各種通信手段をもって、申込みの承認をする旨の通知を発することをいいます。当社による承諾の後、何らかの事情により本サービスが提供できない場合、当社は、申込者に対し第5条に定める方法により通知します。この場合において、当該事情が発生した原因に当社の責に帰すべき事由がない場合には、申込者に損害が生じた場合でも、当社は責任を負いません。

当社は、契約の成立後、申込者に対し本サービスの提供に必要な情報（申込者又は利用者のパスポート番号を含みますが、これに限定されません。）の提供を求める場合があります。その場合、申込者は、当社の指定する期日までに、当社の指定する方法及び様式により当該情報を通知しなければならないものとし、申込者がこれに応じない場合、当社は、当社の裁量により本契約を解除できるものとします。但し、この場合においても、申込者は、当該解除時点までの本サービスの利用に係る利用料金の支払いを免れないものとします。

## VISION JAPAN MOBILE 利用規約

### 第 8 条（申込の取り消し）

申込者は、第 7 条第 1 項による申込みを取消す場合には、直ちに当社に対しその旨を通知するものとし、当社が定める申込取消による通信料補償金（キャンセル料金に相当）を支払うものとし、

### 第 9 条（本契約の解除）

当社は、申込者又は利用者が次の各号に掲げる事由に該当する場合、本契約を直ちに解除することができるものとし、

- （1）本契約上の債務の履行を怠り、または怠るおそれがあることが明らかであるとき
- （2）違法に、若しくは公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき、又はそのおそれがあることが明らかであるとき
- （3）当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において、本サービスを利用したとき又はそのおそれがあることが明らかであるとき
- （4）本利用規約に定める義務に違反したとき
- （5）申込者について、破産、会社更生、特別清算、民事再生その他これらに類する法的倒産手続に係る申立があったとき
- （6）当社と通信事業者との本サービスに関わる契約の全部または一部が終了したとき
- （7）申込者が反社会的勢力であること、又はこれら反社会的勢力と関わりがあることが判明したとき
- （8）その他、前各号に準ずるような契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

当社は、前項の規定により本契約を解除し、本サービスの提供を停止するときは、あらかじめ、その理由及び提供を停止する日について、第 6 条（通知の方法）に定める方法で申込者に通知します。但し、当社が緊急やむを得ないと判断した場合は、申込者に通知しない場合があります。

申込者は、第 1 項により本契約が解除された場合、解除によって当社に生じた損害を賠償するものとし、

### 第 10 条（譲渡禁止）

申込者は、第三者に対し、本契約上の地位、及び本契約から生ずる権利又は義務を、譲渡し、承継し、担保に供し、引き受けさせ、又はその他の処分をすることはできません

### 第 11 条（請求・支払方法等）

本サービスの利用料金の支払は、クレジットカード払い、その他当社指定の方法によるものとし、本サービスの利用料金支払の際には、利用する金融機関又はクレジットカード会

## VISION JAPAN MOBILE 利用規約

社等の定める規約に則る必要があります。本サービスに関して申込者が希望する内容（利用地域・期間・契約数等）によっては、保証金、又はクレジットカード保証枠を申し受ける場合があります。利用期間が1ヵ月を超える場合は、1ヵ月ごとに精算をしていただく場合があります。この場合、締日は毎月25日とします。

当社は、申込者が、本サービスに関する利用料金について、支払期日を経過しても支払わない場合には、申込者に書面、電子メール、電話、訪問等（但し、これらに限定されません。）当社の指定する方法で通知又は連絡することができるものとしします。

当社が、申込者に対し、本利用規約に基づく何らかの料金の支払（延長料金、申込取消による通信料補償金（キャンセル料金に相当））を請求する場合には、その金額を請求書に記載します。

当社は、利用料金、遅延損害金、延長料金、その他本利用規約に基づく申込者に対する債権の請求及び受領行為を第三者に委託することができるものとしします。また、当社は、当該債権について第三者へ譲渡することができるものとしします。

当社又は前項に規定する第三者が、債権の請求及び受領行為を目的として申込者を訪問した場合、申込者は、当社又は当該第三者が訪問に要した費用を支払うものとしします。

### 第12条（公正利用と制限）

すべての方に公平公正な通信の利用を提供するため、次の各号のいずれかに該当する場合、ご利用となる地域の通信事業者による政策又は当社の判断により、通信の停止、利用制限又は追加料金の請求の1つ又は複数の措置をとる場合があります。

（1）通信量に関わらず、動画ストリーミング・オンラインゲーム・OS/ソフトウェア/アプリのオンラインダウンロードやアップデート、VOIP・FTP等負担の大きな通信により当社又は現地通信事業者の通信回線に過剰な負荷が生じたとき

（2）その他、通信の停止又は利用制限に合理的な理由があるとき

前項により通信の停止や利用制限が発生した場合でも、当社の責に帰すべき事由がない限り、当社は責任を負いません。また、通信の停止や利用制限がなされたことにつき、申込者又は利用者の責に帰すべき事由がある場合には、料金の返金を行わないものとしします。

### 第13条（禁止事項）

申込者又は利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないものとしします。

（1）本サービスに関連して使用される当社及び第三者の著作権、商標権、その他一切の権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為

（2）本利用規約に反する行為

（3）電気通信事業法、携帯電話不正利用防止法又はその他の関係法令に反する行為

（4）当社の事業又はサービスの運営を妨害し、又は当社の信用を毀損する行為

## VISION JAPAN MOBILE 利用規約

- (5) 当社または第三者の使用するソフトウェア、ハードウェア、サーバー、ネットワークなどの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- (6) 本サービスを構成するシステム又は本アプリのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為
- (7) 当社が承認していない営業行為、営利を目的とした情報提供を行う行為
- (8) 本サービスに関連して、反社会的勢力に直接・間接に利益を提供する行為
- (9) 犯罪行為またはそれを予告し、関与し、助長する行為
- (10) その他、不適切・不相当と判断すべき合理的理由がある行為

### 第14条 (免責)

当社が案内する方法以外の方法で通信ネットワークに接続した場合、海外データローミング料金等の通信料が請求されることがあります。その場合でも、当社の責に帰すべき事由がない限り、当社は責任を負いません。

本サービスの利用に何らかの支障をきたしたことにより申込者又は利用者が被った損害については、当社は責任を負いません。但し、支障をきたしたことにつき当社の責に帰すべき事由がある場合には、当社は、本利用規約の定めに従い、当該損害を賠償するものとします。

### 第15条 (損害賠償)

本サービスの利用に関して、申込者又は利用者の責に帰すべき事由により当社に損害が生じた場合、申込者は、当該損害を賠償するものとします。

申込者又は利用者が本サービスの利用に関して第三者に損害を与えた場合、又は第三者と紛争を生じた場合、申込者は、当社の責に帰すべき事由がない限り、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

当社が、申込者又は利用者に対し、債務不履行責任、不法行為責任、契約不適合責任その他の原因による損害賠償責任を負う場合でも、当社に故意又は重大な過失がない限り、当社は、特別損害については賠償する義務を負わないものとします。

当社が負う損害賠償責任は、当社が申込者に対して有する本サービスの利用料金等に係る債権と対当額で相殺する方法で、これを履行することができるものとします。但し、当社が負う賠償責任が不法行為に基づくものであって、その原因行為につき当社に悪意があったとき又は申込者若しくは利用者の生命・身体の損害に係る賠償責任であるときを除きます。

### 第16条 (再委託)

当社は、本サービス提供に必要となる業務の一部を、第三者に再委託することができるものとし、申込者は予めこれを承諾するものとします。

## VISION JAPAN MOBILE 利用規約

### 第 17 条（守秘義務）

申込者及び利用者は、本サービスに関連して当社が秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとしします。

### 第 18 条（個人情報の取扱）

当社は、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨に鑑み、申込者及び利用者の個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいいます。）を、本利用規約で定めるほか、当社プライバシーポリシーに則り適切に管理します。なお、当社プライバシーポリシーは、以下の URL にてご確認ください。なお、本利用規約の規定と当社プライバシーポリシーの規定が矛盾又は抵触する場合は、本利用規約の定めが当社プライバシーポリシーに優先するものとしします。

当社プライバシーポリシー：<https://www.vision-net.co.jp/privacy.html>

申込者又は利用者の個人情報については、次の各号に定める利用目的の達成に必要な範囲内で適正に取り扱います。

（1）本サービス等に関する各種お問い合わせ、ご相談にお答えすること。

（2）本人確認、料金案内・請求、サービス提供条件変更案内、サービス停止・契約解除等の連絡、その他サービスの提供に関わるご案内を行うこと。なお、サービスの提供に関わるご案内には、以下に定める電子メールの送信が含まれ、これらの電子メールについては本サービスの提供に関わるものであることから、本契約の締結時において当社からの電子メールを受信されない選択をされた申込者及び利用者にも送信されます。

i) 注文内容に関する確認のための電子メール

ii) 通信障害情報に関する電子メール

iii) 通信容量利用状況に関する電子メール

iv) 現地情報に関する電子メール

v) 通信容量追加購入に関する電子メール

vi) その他当社が定義する申込者にとって不利にならない必要情報に関する電子メール

（3）電話、電子メール、郵送等による、当社（当社の親会社、子会社、関連会社を含みます。以下本号において同じ。）又は当社の提携会社が提供するサービスに関する販売推奨・アンケート調査及び景品等の送付を行うこと。なお、サービスの提供に関わるご案内には、以下に定める電子メールの送信が含まれ、これらの電子メールについては、本契約の締結時において当社からの電子メールの送信を許可された申込者及び利用者にものみ送信されます。

i) 割引情報

ii) プレゼント情報（メルマガ形式週 1 回程度）

iii) 当社グループのサービスに関するメール

（4）当社サービスの改善又は新サービス開発のためにご提示いただいた情報の分析を行

うこと。

(5) 当社又は当社の提携会社の商品、サービス、及びキャンペーン等のアナウンスを行うこと。なお、これらのアナウンスは、電子メールの送信による場合があり、これらの電子メールについては、本契約の締結時において当社からの電子メールの送信を許可された申込者及び利用者によりのみ送信されます。当社は、法令、官公庁又は裁判所の処分・命令等により個人情報の開示要求を受けた場合及び本サービスの提供のために当社が契約を締結する者（当社に通信を貸与する通信事業者を含みますがこれに限りません。）から個人情報の開示要求を受けた場合、個人情報を第三者提供する場合があります。なお、この場合当社は、必要最小限の範囲及び目的に限り、個人情報を開示します。

通信機器等の利用にあたり、申込者が使用したデータ・閲覧情報・履歴情報等は、申込者にて適切に管理・消去するものとします。当該通信機器等の利用中又は本契約終了後及び通信機器等返却後の情報管理・データ消滅については、当社の責に帰すべき事由がない限り、当社は責任を負いません。

当社は、当社が必要と判断した場合（当社が当社に通信を貸与する通信事業者から合理的な事由に基づき個人情報の開示請求を受けた場合を含みますがこれに限りません。）、申込者及び利用者に対して個人情報の提供を請求する場合があります。この場合申込者及び利用者は、速やかに当該請求に従うものとします。ただし、当社の請求に相当の事由がない場合はこの限りではありません。

#### 第 19 条（準拠法及び管轄）

本契約に関する準拠法は日本法とし、日本法に基づき解釈されるものとします。なお、本契約に関する紛争については、その訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 20 条（契約者特定情報に関する特則）

契約者は、当社が要請する場合、契約者のパスポートの写しその他の当社の指定する書面（以下「契約者特定書面」といいます。）を当社に提出しなければなりません。

当社は法令により通信事業者から契約者特定書面の提出を求められた場合、その求めに応じるために必要な範囲において契約者特定書面を開示します。当社は、本条に関連して契約者に生じた損害について、責任を負いません。但し、当社の責に帰すべき事由による場合はこの限りではありません。契約者は、本条に関連して当社に損害が生じた場合、当該損害を賠償するものとします。但し、当社の責に帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。

## VISION JAPAN MOBILE 利用規約

### 第 21 条（言語条項）

本規約は、日本語で作成されます。本規約が日本語以外の言語に翻訳された場合においても、かかる翻訳は本規約の条項の解釈に一切影響しません。かかる翻訳と日本語により作成された本規約との間に矛盾又は抵触がある場合は、いかなる場合においても日本語により作成された本規約が優先します。

（2025 年 10 月 1 日制定）